平成29年度

熊野町農業委員会 議事録

第10回

熊野町農業委員会

平成29年度第10回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 平成29年11月20日(月)午前9時
- 2. 開催場所 役場3階 303会議室
- 3. 出席委員(8人)

委員	1番	小田原勝好	
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10 番	中村	家隆

4. 欠席委員(2人)

委員2番 中須 岩登委員7番 伊藤 亮造

5. 農地利用最適化推進委員

委員世良 正喜委員古武家光八

5. 議事録署名委員(2人)

委員3番 岩井 治子委員4番 橋川 勝則

6.農業委員会事務局職員

 事務局長
 穂坂 俊彦

 農業委員会
 主査
 諏訪本壮太

会議の概要

議長

ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の 規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第10回 熊野町農業委員会を開会します。

議長

はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。

議長

3番 岩井委員と4番 橋川委員を指名します。

議長

それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をお願いします。

事務局

議事日程 朗読

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

日程第1議案第21号の、農地法第3条の許可申請について、ご説明 いたします。

まず、申請場所についてですが、2枚目それから4枚目に付けております図面をご覧頂いければお分かり頂けると思うのですが、現在、町内では〇〇〇〇の向いあたりで県道矢野安浦線の改良工事が行われていますが、本件はそこから200mくらい、役場側に進んだ辺りとなります。具体的には、〇〇〇〇〇さんの位置から考察すると南側で田園地帯が広がった区域があると思うのですが、そのあたりになります。

ちょうど○○○○○さんの横といいますか、西側に広がっている一帯 の田となります。そして、4枚目の図面ですが、モノクロで非常にわか りにくくなっているんですが、県の担当者さんから提供頂いたものでして、道路の形状が一応、記してあります。ご覧のとおりで、上り下りとも2車線ずつの計画となっているとのことでしたが、ただし、これはまだ用地買収が完全に終わって無いことから道路の形状が変わる要素が含まれているということで、今回は農業委員会に説明用で使わせて頂くためということで特別に提供することに了解を頂いておりますので、取り扱いについては注意を頂きたいと思います。ですから、一部、個人のお宅にかかっているところもありますが、今後の状況によっては変わってくるというようなものでございます。

そして、先ほどの〇〇〇〇〇辺りから呉地の〇〇〇〇があると思うのですが、そこへ大きな交差点になっておりますよね、そのあたりへ接続されるような形の道路が出来るようになっているようです。

今回の議案についてですが内容は、農地を広島県が〇〇〇〇〇さんへ 所有権移転されるという内容になっておりますが、その前段としまし て、新設のこの県道工事を作るために〇〇〇〇○さんがご所有の農地を 県の方へ提供されておられるということがございます。で、その代替地 として広島県が〇〇〇〇○さんという個人さんから農地を購入されて、 三者契約というような形で〇〇〇〇○さんの方へ権利移転されるもの になっています。

そして、県がこの度、〇〇〇〇〇さんから農地を取得する際には、農地法第3条第1項第5号の規定によりまして、議案の5枚目に付けておりますけども、漢数字で五と書いているところですが「これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合」というのは許可を要しないというものになっております。

ゆえに農業委員会の許可は、県が取得する場合は不要という取り扱い となっております。

それから〇〇〇〇〇さんですが、田や畑を全部で30アール以降耕作されておられますので、本町の農地の下限面積の10アール以上を満たしておられますのでご報告いたします。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、以上です。

議長	ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告並びに説明を求めます。 ○○○○○お願いします。
000	私もなったばかりではっきりしたことはわかりませんが、この間、〇〇〇〇〇さんといっしょに見に行かしてももらいまして、OKなんじゃないかと思うんですが。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か 質問がありまし たらお願いします。
000	3条じゃけえ、耕作するいう話か。
事務局	はい。耕作です。
000	ちょっといいですか。 聞きます。この青い水色は、何を示しておるん。道路。
事務局	2枚目の図でしょうか。 はい、これは水です、川を表しています。
000	こないだ、3日前に〇〇〇〇方へ行ったんじゃが、何も言わんかった。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
000	○○○○○はどこにあるん。この図面じゃったらどこら辺になるか。
事務局	これではですね、ちょうど左上に隠れております。 〇〇〇〇〇さんは載っておるんですが。

議場	(その他多数の者から発言あり。)	
000	これ、〇〇〇〇〇さんの後ろじゃが、〇〇〇〇〇から近いんじゃが。 どこらや〇〇〇〇○さん。 さんとこの前の方か。 の前のほう。前じゃないの。	
000	○○○○○の西側からだっと降りて、Tの字になってそこで終わるんですが。○○○○○さんの。	
000	○○○○○さんの自宅はどこにあるん。	
000	自宅は青い分の上。	
000	申請地の。	
000	上。	
000	上。 まあこれは県がうんぬんいうものならしょうがないのう。	
議長	他にはありませんかね。いいですかね。それではお諮りします。 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議 はありませんか。	
議場	(全員:異議なし)	
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」 は原案どおり承認することに決定しました。	
議長	それでは次に移ります。	

日程第2、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

日程第2議案第22号の、農地法第4条の許可申請についてご説明いたします。

本件につきましては、8月21日に開催の第7回農業委員会におきまして、「農業振興地域整備計画からの除外」ということでご審議を頂きまして、この地区に資材置場を設けることについて、町から農業委員会に対し、意見照会があったもので、〇〇〇〇〇農地利用最適化推進委員さんに現地調査へ行って頂きまして、ご説明頂いた後に、ご審議頂きまして、除外することに「意見なし」として可決頂き、町へ回答したものとなっております。

「農業振興地域整備計画」、これは町の計画でございますので、町として、8月23日を起算日としまして、24日間の縦覧を実施し、次に9月30日まで15日間の異議申立期間を設けました。この異議申立期間中に異議申立がございませんでしたので、10月6日に県に対し、「農業振興地域整備計画」の変更協議書の提出を行いました。

これに対しまして、10月13日付で広島県知事から変更協議書に対して同意するという旨の回答書を頂きましたので、これを受けて、計画変更の公告を行いまして、農林水産大臣等へも変更後の計画書を送付するなどの手続きを行い、この度の農地転用の審議案件としてあげさせて頂いたものでございます。

なお、現場に係る調査などですが、先ほど申し上げましたように、8月に〇〇〇〇様に現場をご覧いただき、委員会でも詳しくご説明頂いておりますので、この度、〇〇〇〇〇さんとご相談した結果、省略させて頂くことで了解といいますか、お願いをしております。

なお、申請に必要な書類等は具備されておりましたので、適法な申請 であると認められるものと思われます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ありがとうございました。当案件につきまして、何か 質問はあり ましたらお願いします。

議場

(全員:質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご異議 はありませんか。

議場

(全員:異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定しました。

議長

次に日程第3に入ります。議案第23号「農地法第5条の規定による 許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

日程第3議案第23号の、農地法第5条の許可申請について、ご説明 いたします。

今回、全部で3件ございまして、そのうち番号の1番と2番につきま しては同じ開発案件となります。

番号1については、先ほどの議案第22号農地法第4条の「農業振興地域整備計画からの除外」に係る手続きと同時に行っておりまして、8月21日の農業委員会でご説明させて頂いた内容と同じで開発団地が造られるような内容となっております。

番号の2については、番号1と同じように開発案件の隣接地となります。これについては、なぜ審議頂いてないかと言いますと、すでに農業振興地域からすでに除外されていた筆であったため、8月の農業委員会では審議の対象とはなっておりませんでした。今回は農地転用でありま

すので、審議対象ですが、同じ案件であることから、本件につきまして も会長さんと相談した結果、同様に現地調査は省略するなどといった取 り扱いとさせて頂いております。

それから番号3についてですが、申請場所は、〇〇〇〇〇のやや阿戸よりになると思います。喫茶店の〇〇〇〇の裏側あたりと申しましょうか、このような場所になります。

譲渡人の〇〇〇〇〇さんですが、田として耕作されておられたようですけども、近年、耕作することが困難な状況にあるとのことで、現地でも草が生い茂っておりました。農業の後継者がおられず、今後の維持管理を心配されておられたところ、今回のように太陽光発電設備を設置するための農地を賃貸借するという内容の話がありましてこのような内容の手続きに至ったということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいまの説明に関しまして事務局の方からも説明がありましたように3件のうち、番号3だけについて、農地利用最適化推進委員の調査 結果の報告並びに説明を求めます。

○○○○○委員お願いします。

000

はい、それでは説明させて頂きます。 さんは先ほど事務局 から説明がありましたように高齢のため、今後農業を行う見込みが無い ということのようです。それで瀬野の方の業者ですけども賃借権を設定して太陽光パネルをするということです。期間は30年で、年貢は年間〇〇〇〇円になっております。それで、〇〇〇〇〇から場所は良く見えますが、この耕地だけが荒れておるんです。それでこの上、下は耕作されています。境界もはっきりしておるんで問題無かるまあとは思います。

それから施工方法は、現状のままで造成も整地もせんいうことです。 それで周辺にも日当たりじゃなんじゃかんじゃ問題無かろうかと思います。

場所的には、ここに居られる〇〇〇〇さん方の真裏です。ここへ庄

賀地から、県道から入る進入路が無いんです。狭いんです。歩いて通る くらいの道しか。

先月あった城之堀の方から入ってもらうようになるんです。あの○○
○○○と○○○○の間の道をまっすぐ行ったらここの庄賀地へ出るんですが、この50mほどが狭くなって自転車が通るくらいの道です。
他に問題は無かろうかとは思いますが、審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。当案件について、何か 質問はありません か。

- ○○○ 要らんことじゃが、これ年間○○○○円言いんやったが、これは一 反あたりかい。
- ○○○ これ全部よ。
- ○○○ 全部でや。これでや。一反○○○○円よ。
- まあ荒れんけえ気が済むんじゃない。
 この家だけですよ。周辺は皆きれいに稲を作っちょりんさる。
 この家だけ草もぐれじゃけえ、ええ話じゃったんじゃろうと思う。
 じゃけえ、賃料なんか問題じゃ無いんじゃろうと思うんよ。管理せんでも良うなるんじゃけえ。
- ○○○ 草刈らんでものう。一回草刈れば○○○○○円かかるけえのう。
- ○○○ 長い田んぼで、ほいで余り落差も無いような田んぼで、そのまま防草 シートを張ってから基礎をしてから、建てるんじゃないかと思う。ほい じゃけ、造成工事も整地もせんいうて書いてある。 ○○○○○いうて書いてある。

000	そりゃ、この会社がやるわけよの。
000	会社が全部出してやる。
000	こういう場合はどうですか。行政としてはあれは、屋敷年貢は上がる んですか。固定資産税は。
000	上がるじゃろう。
事務局	税当局の方で判断するべき話ではありますけども、雑種地の、農地から雑種地の扱いに変わると思われますので、おそらく。
000	ほいじゃが、税務、税務署関係の本職が来てやるんじゃろう。役場が やるわけじゃないんじゃろう。
事務局	いえ、役場がやります。固定資産の担当の部署があります。税務課の 中にそういうグループがあります。
000	ちょっとこれは要らんことじゃが、非常に固定資産税もここは何ぼで あこは何ぼでいうような感じでこうやっとるが、こことここで値段が違 うんよの。
000	そりゃ道じゃったり。何じゃったり。
000	そりゃそうじゃが、条件変わらんのにこう違うんかのと。
議長	どこで線を引いておるかよね。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
議長	他にありませんですか。では、お諮りします。

議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議 はありませんか。

議場 (全員:異議なし)

議長 異議なしと認めます。

> よって議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」 は、3件のうち、番号2及び番号3については許可とし、番号1につい ては広島県農業会議に諮問した後に許可することとして決定しました。

すいません。これはちょっと説明で申し添えて無かったのですが、す いません。30アールを超える開発でありますので、広島県農業会議の 方へ諮問をしなければならない案件ということでございました。

議長 番号1についてはということで。

はい。番号1についてはということでございます。すいませんでした。

次に、日程第4、報告第8号「農地法第4条第1項第7号の規定によ る届出について」及び日程第5 報告第9号「農地法第5条第1項第6 号の規定による届出について」を一括で事務局から報告をお願いしま す。

報告第8、9号につきまして、ご説明いたします。 事務局

> 市街化区域内の農地につきましては、許可を必要とせず、届出により 転用することができるということが農地法第4条と農地法第5条第1 項のただし書きの部分により認められております。

> この度、届出書へ法定記載事項が記載され、必要な添付書類などが具 備されておりましたので適法な届出として受理し、申請者へ受理書を通 知しております。

本件につきましては、この1ヶ月間に農地転用届出を受理したものを

事務局

事務局

議長

報告として上げさせて頂いたものでございまして、農地法第4条の規定による届出が1件、これは自己所有地を農地転用するものと、農地法第5条の規定による届出が1件、これは自己所有地を他者へ権利移動を行い、かつ農地転用するものありましたことをご報告します。

以上でございます。

議長

以上で本日の議事についてはすべて終了しました。 ここで、事務局から連絡事項があります。

事務局

(事務連絡から連絡事項)

議長

次回 農業委員会は12月20日(水)午前9時から開催予定です。 議案については12月11日以降に事務局から送付予定です。

以上をもちまして、平成29年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。